甲府市広告掲載基準

１　趣旨

この基準は、甲府市広告掲載要綱（以下「要綱」という。）第３第２項に規定する基準として定めるものであり、広告掲載の可否は、この基準に基づき判断を行うものとする。

２　基本的な考え方

市が広告掲載する広告は、社会的に信用度の高い情報でなければならない。そのため、広告内容及び表現は、それにふさわしい信用性と信頼性を持てるものでなければならない。

３　広告媒体ごとの基準

この基準に定めるもののほか、広告媒体の性質に応じて、個別の基準（広告内容、デザイン等に関するものを含む。）が必要な場合は、別途基準を定めることができる。

４　ホームページへの広告

市が管理するホームページへの広告に関しては、ホームページに掲載する広告だけでなく、当該広告がリンクしているホームページの内容についてもこの基準を適用する。

５　規制業種又は事業者

次に掲げる業種又は事業者の広告は、掲載しない。

⑴　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和２３年法律第１２２号）で、風俗営業と規定される業種及び類似の業種

⑵　貸金業法（昭和５８年法律第３２号）に規定する貸金業に関するもの及び類似の業種

⑶　投機的商品に関するもの

⑷　ギャンブルに関するもの

⑸　法律に定めのない医療類似行為を行う施設

⑹　占い、運勢判断に関するもの

⑺　本市の市税を滞納している事業者

⑻　その他、要綱第１４に規定する甲府市広告審査委員会において不適当と認める業種又は事業者

６　掲載基準

次に掲げる事項のいずれかに該当する広告は掲載しない。

⑴　人権侵害、差別、名誉毀損のおそれがあるもの

⑵　法律で禁止されている商品、無認可商品及び粗悪品などの不適切な商品又はサービスを提供するもの

⑶　他を誹謗、中傷又は排斥するもの

⑷　公の選挙又は投票の事前運動に該当するもの

⑸　虚偽の内容を表示するもの

⑹　国、地方公共団体その他公共の機関が、広告主又はその商品やサービスなどを推奨、保証、指定等をしているかのような表現のもの

⑺　青少年の人体、精神又は教育に有害なもの

⑻　誇大な表現や射幸心をあおるような表現のもの

⑼　市の広告事業の円滑な運営に支障をきたすもの

7　表示基準

表示内容については、次に掲げる事項に留意しなければならない。

⑴　広告であることを原則として明示すること。

⑵　広告主の名称、所在地及び連絡先を原則として明示すること。

⑶　肖像権及び著作権を侵害しないこと。

附　則

この基準は、平成19年12月27日から施行する。

附　則

この基準は、平成22年7月22日から施行する。